解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年一月十一日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

岐阜県可児市広見一丁目一番地

清算法人帷子土地改良区

代表清算人　澤野　隆司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

愛知県豊橋市西小鷹野四丁目二番地七

医療法人たかおか耳鼻咽喉科医院

清算人　丸地　孝昌

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十五年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

大阪府貝塚市二色南町四番七号

大鋼連厚生年金基金

代表清算人　川添　龍彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

大阪市北区大淀中二丁目一番三八号

財団法人杉田女学校

代表清算人　杉田　榮慶

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

和歌山県日高郡由良町大字大引字白崎九六〇番地の一

財団法人由良町観光公社

代表清算人　畑中　雅央

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

山口県下関市後田町四丁目一番一号

財団法人市立下関商業学校教育後援会

代表清算人　山下　貴司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

東京都文京区大塚五丁目四〇番八号

豊山教育財団

代表清算人　坂井　智宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号蚕糸会館内

社団法人日本生糸問屋協会

代表清算人　樋口　泰三

代表清算人　都木　五郎

代表清算人　松村　滋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月一日の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

東京都千代田区平河町二丁目五番五号

社団法人日本国民年金協会

代表清算人　河野　暁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

富山県高岡市戸出西部金屋二七二番地

社団法人西部金屋報徳社

代表清算人　高多　勝二

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十五日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

富山県富山市中央通り二丁目二番二〇号

中央通りｆ地区市街地再開発組合

清算人　精田　隆芳

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

福井県勝山市片瀬町一丁目四〇二番地

財団法人奥越地域地場産業振興センター

代表清算人　山岸　正裕

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

福井県大飯郡高浜町宮崎第七一号七番地一

財団法人高浜町水産振興公社

清算人　野瀬　豊

清算人　川端　六郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

京都市西京区松室山添町六番地

財団法人山内慶華財団

代表清算人　北畠　典生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日開催の臨時会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

大阪市北区西天満五丁目九番三号アールビル本館五階

社団法人明美会

清算人　長部　謙吾

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十一日

兵庫県伊丹市昆陽一丁目一番地の二

財団法人伊丹市公園緑化協会

清算人　大川　明

第35期決算公告　平成25年4月11日

千葉県野田市宮崎293番地の1

ＥＸ－サービス株式会社

代表取締役社長　長妻　次男

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,164,794
	固定資産	2,460,228
	合計	5,625,023
負債及び純資産の部	流動負債	1,695,343
	固定負債	1,027,410
	株主資本	2,902,269
	資本金	60,000
	資本剰余金	285,884
	資本準備金	285,884
	利益剰余金	2,556,385
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,543,885
	（うち当期純利益）	(251,390)
	合計	5,625,023